

# 日東精工グループ人権方針

2024年1月1日 制定

## 1. はじめに

日東精工は「誠実を基とし内外に信用を獲得し地方の発展に寄与する」の理念のもと、1938年に京都府綾部市で創業しました。地域の経済発展と雇用創出を目的として設立した日東精工には、「人」を大切に考える考え方が受け継がれています。

この企業理念のもと、社是「我らの信条」に従業員の行動の道しるべとし、社会課題の解決のために事業活動を行っています。「我らの信条」の一つである「我らはよい自己をつくる」には、相手を認め、違いを理解した上で行動することの大切さや、自分自身や他者の存在そのものをまずは認めることの大切さなど、人権尊重への思いを込めています。

これらの人権尊重への取り組みに対する日東精工グループの姿勢を社内外のステークホルダーに対し明確にするため、本方針を定めます。

## 2. 適用範囲

本方針は日東精工グループのすべての役員・従業員（嘱託社員、有期契約社員を含む）に適用します。また、お取引先（協力会社）や販売代理店を含むすべてのビジネスパートナーの皆さまにも本方針をご理解いただき、日東精工グループの人権に対する取り組みにご協力いただくことを期待します。

## 3. 人権尊重について

国際的に認められている「国際人権章典」、「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」に規定された人権を最低限のものとして尊重し、加えて各国の法令で認められた権利や自由を尊重します。

### ● 具体的な内容

- ・ 基本的人権の尊重
- ・ 人種、国籍、性別、宗教、障がいの有無等による差別、ハラスメント、暴力の禁止
- ・ 結社の自由及び団体交渉権
- ・ 強制労働の禁止
- ・ 児童労働の廃止
- ・ 差別待遇の禁止
- ・ 安全で健康的な労働環境
- ・ ダイバーシティの推進
- ・ 健康経営の推進

## 4. 人権デュー・ディリジェンス

「国連ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき人権デュー・ディリジェンスを実施し、事業活動による人権への負の影響の特定・評価、負の影響の防止・軽減、取り組みの実効性の評価、情報開示を行う。

## 5. 救済措置

匿名で通報可能な社内外のステークホルダー向けの通報窓口を整備する。通報内容は機密情報として

取り扱い、通報者に不利益が生じないよう配慮する。また、事業活動により人権への負の影響が引き起こされていることや負の影響を助長していることが明らかになったときは、適切な手続きを通じて是正に取り組む。

## 6. 教育・定着

役員・従業員が人権に関する国際規範や本方針への理解を深められるよう教育や研修に取り組む。また、本方針がグループの事業活動に定着するよう、各種方針や手続きに反映する。

以上